船橋市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴う休日の保育の需要に対応する ため、休日保育事業(以下「事業」という。)を実施し、乳幼児の福祉の増進を図 ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 認可保育所等 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第35条第3項の規定による保育所及び同条第4項の規定による認可を受けた 保育所をいう。
 - (2) 事業実施者 認可保育所等を設置している者であって、市長が承認したものをいう。

(対象児童)

- 第3条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次に掲げる児童の うち、休日において保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26 年内閣府令第44号)第1条の5及び子ども・子育て支援法施行細則(平成26年9 月30日船橋市規則第120号)第2条に規定する事由のいずれかに該当する児童 に限る。
 - (1) 船橋市内に居住し、法第24条の規定に基づき、現に認可保育所等、認定こども園又は子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。以下「地域型保育事業」という。)を利用している児童(子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する児童に限る。)
 - (2) 船橋市外に居住し、法第24条の規定に基づき、現に船橋市内の認可保育所等、 認定こども園又は地域型保育事業を利用している児童(子ども・子育て支援法第 19条第2号及び第3号に規定する児童に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、事業実施者において、事業の利用を希望する対象児童 (以下「利用希望児童」という。)について、健康状況等からみて受け入れが困難 であると認める場合は、当該児童に対し、事業を実施しないこととすることができ る。

(事業の承認及び廃止)

- 第4条 第2条第2号の承認を受けようとする認可保育所等の設置者(以下「申請者」という。)は、船橋市休日保育事業実施承認申請書(第1号様式)を、事業を実施しようとする日の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の船橋市休日保育事業実施承認申請書を受理した場合は、内容を審査し、船橋市休日保育事業実施承認・不承認通知書(第2号様式)により、事業の

承認・不承認について申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた事業実施者が事業を廃止しようとするときは、その廃止の日の2か月前までに、船橋市休日保育事業廃止届(第3号様式)により市長へ届け出なければならない。ただし、天災その他の事由により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(実施日)

- 第5条 事業の対象となる休日とは、次に掲げる日とする。ただし、1月1日から1月3日までの日を除く。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から12月31日までの日 (利用時間)
- 第6条 利用時間は、原則として午前7時から午後7時までとする。 (定員)
- 第7条 定員は、1日あたり概ね15名程度とする。

(実施体制)

- 第8条 事業実施者は、事業の実施にあたり、保育士2名以上、かつ、事業を利用する対象児童(以下「利用児童」という。)数に応じて、船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和5年条例第8号)に定める職員の配置基準により算出する必要な職員数を配置しなければならない。
- 2 事業実施者は、利用児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供することとする。 ただし、利用児童の保護者による、弁当の持参でも差し支えないものとする。
- 3 事業実施者は、実施日において利用児童がいない場合は、閉所して差し支えない ものとする。

(事前登録)

- 第9条 利用希望児童の保護者は、利用開始の希望日の7日前までに休日保育登録票 (第4号様式)に必要書類を添付して事業実施者に申し込むものとする。ただし、 事業実施者が緊急の必要があると認める場合は、この限りでない。
- 2 事業実施者は、前項の申込みがあった場合は、内容を審査し、登録を承認するものとする。
- 3 事業実施者は、前項の規定により登録を承認したときは、速やかに休日保育登録 済証明書(第5号様式)により、申込みをした保護者(以下「利用保護者」という。) に通知するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、事業実施者が不要と認める場合は、市と協議の上(ただし、事業実施者が市長の場合を除く。)、前3項に規定する手続きを省略できるものとする。

(登録内容の更新)

第10条 利用保護者は、毎年度初回の利用時に前条の登録内容について事業実施者

の確認を受け、更新するものとする。

(登録の取消)

- 第11条 事業実施者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録の承認 を取り消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申込み又は不正な手続きにより、登録の承認をうけたとき。
 - (3) その他やむを得ない事由により、保育を継続することが困難と認められるとき。 (利用手続き)
- 第12条 利用保護者は、第9条に規定する登録の承認を受けたのち、利用希望日の 属する月の前月の初日から利用希望日の7日前までの間に、事業実施者に対し、事 業実施者が指定する方法で利用希望日の予約を行うものとし、事業実施者は利用の 可否を決定するものとする。ただし、事業実施者が緊急の必要があると認める場合 は、この限りでない。

(在園確認書の提出)

第13条 利用保護者は、毎月、第5条に規定する休日以外の日に利用児童が利用している第3条第1項各号に規定する保育施設から在園確認書(船橋市休日保育事業専用。第6号様式)の提供をうけ、当該月の初回利用時に事業実施者(市長を除く。)へ提出しなければならない。

(費用の負担)

- 第14条 利用保護者は、利用料として、別表に定める金額を事業実施者に納入しなければならない。
- 2 事業実施者が市長である場合は、前項の規定にかかわらず、利用保護者は、当月 分の利用料の合計額を市長が発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 3 前項の規定による利用料の納入期日は、翌月25日まで(ただし、納入期日が土曜日又は第5条(1)若しくは(2)に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日まで)とする。ただし、市長が災害その他やむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。
- 4 前3項の利用料は、利用児童の、利用した日の属する年度の初日現在の満年齢により決定するものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による 被保護世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯は、利用料は無料とする。
- 6 事業実施者は、利用児童に対して間食又は給食等を提供する場合のほか、児童を保育するにあたり特別に必要となる消耗品等が生じたときは、その保護者から実費を徴収することができる。

(利用状況の報告)

第15条 事業実施者は、毎月の事業の利用の状況を船橋市休日保育利用状況報告書 (第7号様式)により、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。 (業務の委任)

- 第16条 事業実施者が市長である場合は、この要綱に規定する業務の一部を第三者 に委任することができる。
- 2 前項の委任を受けた第三者(以下「受注者」という。)は、保育を実施するにあたり、第8条第1項及び第3項に規定する実施体制を整備するものとする。この場合において、第8条第1項及び第3項中「事業実施者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。
- 3 受注者は、利用希望日の予約受付を実施するにあたり、先着順で受け入れを行う ものとする。この場合において、第12条中「事業実施者に対し」とあるのは「受 注者に対し」、「事業実施者は利用の可否を決定するものとする」とあるのは「受注 者は先着順で受け入れを行うものとする」と読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成31年度に限り、4月30日から5月2日まで の日は、事業の対象となる休日には含まないものとする。

附則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。 附 則 (施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定にかかわらず、令和5年8月31日以前より休日保育事業を利用中の者にあっては、同条各項に掲げる手続きを要しない。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表

利用料

区分	午前7時~午後7時
3歳未満児	2,700円
3歳以上児	1,500円

備考

この表の利用時間をやむを得ない理由で超える場合は、利用料に加えて超過時間に 応じて事業実施者が定める額を徴収するものとする。なお、額についてはあらかじめ 申込時等に保護者に対し説明し、同意を得ること。

(令5·一部改正)

第1号様式

船橋市休日保育事業実施承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 法人名 代表者名

船橋市休日保育事業実施要綱に規定する事業を実施したいので、同要綱第 4条第1項の規定に基づき、事業実施の承認を申請します。

記

実	施	保	育	所	名	
所		右	E		地	船橋市
事	業	開	始	時	期	年 月 日から
実	j	施	場	<u>I</u>	所	別添図面のとおり
備					考	

 第
 号

 年
 月

 日

船橋市休日保育事業実施承認·不承認通知書

所在地	
法人名	
代表者名	様

船橋市長

年 月 日付けにて申請のありました休日保育事業の実施について、 (承認・不承認)しますので、船橋市休日保育事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、通知します。

記

実	施	保	育	所	名					
所		<i>t</i>	Ē		地	船橋市				
事	業	開	始	時	期		年	月	日から	
不そ	承	認の	の 理	場	合由					
備					考					

船橋市休日保育事業廃止届

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 法人名 代表者名

年 月 日付け 第 号により承認を受けました休日保 育事業について、下記のとおり廃止したいので、船橋市休日保育事業実施要 綱第4条第3項の規定に基づき、届け出します。

記

宝	旃	保	苔	所	名						
	<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	νĸ	l3	121							
所		7	主		地	船橋市					
事	業	廃	止	時	期		年	月	目		
廃	止	0	か	理	由						

休日保育登録票

年	月	F
_	/]	-

休日保育事業実施者 あて

住 所			
保護者氏名			
電話番号	()	

休日保育の利用を希望するので、次のとおり登録いたします。

11 11 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		- 3. / 0	
ふりがな		生年月日	年 月 日生
児 童 名		性別	男・女
利 用 理 由	父 就労 疾病 看護・介護 通学 その他()	母 就労 疾病 その他(病 看護・介護 通学 出産)
現利用施設名	※平日にお子様が入所・利用しているが	施設名をご記	入ください。

※登録児童と同居する方全てについて、以下に記載してください。

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先 (電話番号)	電話電話

	記号	番号	保険者番号	名称
健康保険証				
and the second s	病	完名	住所	電話番号
かかりつけの病院				
	氏	:名	住所	電話番号
緊急連絡先	1			
※ 心理桁元 (必ず連絡がとれる方)	2			
	3			

上記内容に変更があった場合は、必ず実施園にお知らせください。

休日保育登録済証明書

		年	月	日
(住所)				
(保護者氏名)				
	様			
(登録児童名)				
	様			
	、休日保育の利用登録が済んでいることを証 必ず利用ができることを保証するものではあ			
(休日保育事業実施者)				

利用にあたっては、以下の事項について、ご留意ください。

- お迎えは時間に余裕をもってきてください。休日保育の利用時間は19時までですので、 必ずそれまでにお迎えにきてください。
- 長期間連続しての通園はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育のご利用の際にはご注意ください。
- 連絡なくキャンセルや、遅刻をした場合には、以降の利用をお断りすることがあります。

在園確認書(船橋市休日保育事業専用)

休日保育事業実施者 あて

下記の者は、本園に在園していることを確認しました。

児童氏名					(年	月	日生)
					(年	月	日生)
	年	Ē	月	日				
ふだ	ん在籍している保育	 	設名:_					
	確認者							

保護者の方へ

下記注意事項を確認・署名のうえ、ふだん在籍している保育施設に証明を依頼してください。

- この確認書は船橋市休日保育事業専用であり、他の目的には使用できません。
- 在園確認書は毎月利用施設にご提出くださいますようお願いいたします。
- 休日保育の利用状況は保育入園課を通じて在園保育園・認定こども園等にお伝えいたします。なお、長期間連続しての通園はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育のご利用の際にはご注意ください。
- 連絡なくキャンセルや、遅刻をした場合には、以降の利用をお断りすることがございます。
- お迎えは時間に余裕をもってきてください。

上記事項確認いたしました。	
保護者氏名	

※ <u>在園証明発行には時間がかかることがございますので、余裕をもってふだん在籍してい</u>る保育施設にお願いをしてください。

船橋市休日保育利用状況報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 法人名 代表者名

年 月分の休日保育利用状況について、船橋市休日保育事業実施要綱第15条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

1. 新規利用申込みの状況

新規申込件数	うち対象児としないもの

2. 利用の状況

要件区分	保護者利用要件別件数						
実施日	就労	疾病	看護・介 護	通学	出産	その他	合計
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日 ()							
日()							
合計							

3. 利用料等の状況

区分	単 価	利用人数 (うち生活保護世帯)	徴収金額	備 考 (実費徴収金の内容等)
3 歳未満児	2,700 円	人(人)	円	
3歳以上児	1,500円	人(人)	円	
	円	人	円	
実費徴収金	円	人	円	
	円	人	円	
合 計	_	_	円	

備考

- 1.「保護者利用要件別件数」は、原則として母親の状況により区分すること。母親のいない世帯については、主に児童を養育している保護者の状況により区分すること。
- 2.「その他」に区分した要件については、別紙(書式任意)に個々の要件及び件数内訳を記載し添付すること。
- 3. 生活保護世帯の利用があった場合には、生活保護受給者証明の写しを添付すること。

第7号様式 明細

1. 新規利用申込内訳

No.	児童氏名	住所 (町丁目)	生年月日	要件 父母		現入所保育所名	受付年月日		
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	B
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日
			年 月 日				年	月	日

※「要件」欄には、次の記号を記入すること・・・A 就労 B 疾病 C 看護・介護 D 通学 E 出産 F その他

第7号様式 明細

2. 利用内訳

No.	利用日	利用児童氏名	住所(町丁目)	生年月日	年齢	要 父	件母	現入所保育所名	利用料	実 費 徴収金	合 計
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	田	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円
	目()								円	円	円

^{※「}要件」欄には、次の記号を記入すること・・・A 就労 B 疾病 C 看護・介護 D 通学 E 出産 F その他

^{※「}年齢」欄は<u>当年度</u>の初日現在の年齢(利用料徴収基準年齢)を記入すること。